

国官総第806号
平成20年3月31日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成20年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成20年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・海上保安庁が達成すべき目標

1. 海上における治安の確保について

海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、監視、取締り及び警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉執行能力の強化を図るため、

情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備を行うこと。

速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行うこと。

国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を

図ること。

2．海難の救助について

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用電話番号「118番」の周知・定着、位置表示機能付携帯電話携行を推奨すること等により、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。
- ・巡視艇の複数クルー制の拡充、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。

3．海上交通の安全確保について

海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に努める。

[具体的な目標]

- ・海難防止講習会の実施や海上交通センター等で行うAISを活用した航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。

4．海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」(平成19年7月から「総合海洋政策本部幹事会」がその機能を継承)が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施。
- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。